

甲府市規則第42号

甲府市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市屋外広告物条例（平成30年12月条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止広告物等)

第2条 条例第4条第1号の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの

第3条 条例第4条第2号の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

- (1) 構造又は表示若しくは設置の方法に危険のあるもの
- (2) 風雨、振動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊するおそれのあるもの
- (3) 人又は車両等の通行を著しく害するおそれのあるもの

(禁止地域の区分)

第4条 条例第6条第2項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める地域又は場所とする。

(1) 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

ア 条例第6条第1項第1号に掲げる景観地区（同号の規定により指定された区域を除く。）、風致地区及び伝統的建造物群保存地区（同号の規定により指定された区域を除く。）

イ 条例第6条第1項第2号に掲げる地域

ウ 条例第6条第1項第3号に掲げる地域

エ 条例第6条第1項第5号に掲げる国立公園又は国定公園の特別地域の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域を除く区域

オ 条例第6条第1項第6号に掲げる地域

カ 条例第6条第1項第7号に掲げる地域

キ 墓地

(2) 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所（前号に掲げる地域又は場所を除く。）

ア 条例第6条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域

イ 条例第6条第1項第4号に掲げる区域

ウ 条例第6条第1項第5号に掲げる国立公園及び国定公園の特別地域

エ 条例第6条第1項第8号に掲げる地域

オ 条例第6条第1項第10号に掲げる地域

カ 条例第6条第1項第11号に掲げる区域

(許可地域の区分)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める許可地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

(1) 第一種許可地域 次に掲げる地域又は場所

ア 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（同法第29条第1項の規定による開発行為の許可を受けた区域を除く。）

イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域を除く区域

ウ 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域並びに景観地区及び伝統的建造物群保存地区のうち条例第6条第1項第1号の規定により指定された区域

(2) 第二種許可地域 前号に掲げる地域又は場所及び次号に掲げる地域を除く地域

(3) 第三種許可地域 都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域（第1号に掲げる地域又は場所を除く。）

(許可の申請)

第6条 条例第7条第3項（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）の申請書は、広告物等表示（設置）許可申請書（第1号様式）とする。

2 条例第7条第3項第5号（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、設計者、施工者並びに工事の着手予定日及び完了予定日とする。

(許可基準)

第7条 条例第7条第4項（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

（広告物活用地区等の指定等の公告）

第8条 条例第8条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 広告物活用地区の名称
- (2) 広告物活用地区の区域（広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。）
- (3) 広告物活用地区に適用される条例第7条第4項の基準の決定又は変更の案の概要（広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。）
- (4) 広告物活用地区に適用される条例第7条第4項の基準の決定又は変更の案の縦覧場所（広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。）

2 前項の規定は、条例第9条第1項又は第2項の景観保全型広告規制地区の指定又は指定の変更若しくは廃止に係る公告について準用する。

（特例の許可の申請）

第9条 条例第10条第2項において準用する条例第7条第3項の申請書は、広告物等表示（設置）特例許可申請書（第2号様式）とする。

（堅牢な広告物等）

第10条 条例第7条第5項（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）の規則で定める堅牢な広告物等並びに条例第13条第1項及び第2項の規則で定める堅牢な既存広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造されたもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずると市長が認めたものとする。

（適用除外の広告物等の基準）

第11条 条例第12条第6項（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）において準用する条例第7条第4項の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第12条第7項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる区域以外の区域 別表第3に定める基準

- (2) 条例第9条第1項の規定により景観保全型広告規制地区に指定された区域 当該指定された区域ごとに別に市長が定める基準

3 条例第12条第8項の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。
（堅牢な既存広告物等に係る経過措置の期間）

第12条 条例第13条第1項の規則で定める期間は、6年間とする。

2 条例第13条第2項の規則で定める期間は、6年間とする。
（許可標識）

第13条 条例第14条第1項（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）の屋外広告物許可済証は、第3号様式のとおりとする。

2 条例第14条第1項ただし書（条例第15条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

- (1) 立看板
- (2) 横断幕及び懸垂幕
- (3) のぼり、旗その他これらに類するもの
- (4) その他許可済印をもって代えることが適当と認められるもの

3 条例第14条第1項ただし書の許可済印は、第4号様式のとおりとする。
（軽微な変更）

第14条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 広告物等の管理のために通常必要と認められる補強又は修繕で当該広告物等の主たる構造及び条例第7条第6項（条例第12条第6項（条例第15条第2項において準用する場合を含む。）及び条例第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件の変更を伴わないもの
- (2) 広告物の塗装替えで表示の内容、面積、色彩又は意匠の変更を伴わないもの
- (3) 興行場に設置した広告物を掲出する物件に掲出される当該興行場の興行の内容を表示する広告物の短期的かつ定期的な変更で当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (4) 自己の管理する事業場に設置した懸垂幕を掲出する物件に掲出される自己の営業の内容を表示する懸垂幕の短期的かつ定期的な変更で当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (5) 掲示板に掲出される貼紙の短期的かつ定期的な変更で当該掲示板の位置及び

形状の変更を伴わないもの
(変更の許可の申請)

第15条 条例第7条第3項(条例第15条第2項及び同項において準用する条例第12条第6項において準用する場合に限る。)の申請書は、広告物等表示(設置)変更許可申請書(第5号様式)とする。

2 第6条第2項の規定は、条例第7条第3項第5号(条例第15条第2項及び同項において準用する条例第12条第6項において準用する場合に限る。)の規則で定める事項について準用する。

(広告物等を表示し、又は設置する者等の変更の届出)

第16条 条例第15条第3項の規定による届出は、広告物等表示者(設置者)変更等届(第6号様式)によらなければならない。

(点検)

第16条の2 条例第17条第1項の点検(以下この条において「点検」という。)は、堅牢な広告物等にあつては3年以内、その他の広告物等にあつては2年以内ごとに、原則として打診又は触診により行い、これらによる点検が困難な場合は、目視等により行うものとする。ただし、条例第7条第1項及び第7項、条例第10条第1項並びに条例第12条第5項の規定により市長の許可を受けた広告物等にあつては、当該許可の有効期間内(有効期間について条例第7条第7項の規定による更新を受けたときにあつては、当該更新前の有効期間の満了の日の翌日から更新後の有効期間の末日までの間)に行うものとする。

2 点検は、次の各号に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、当該各号に定める項目について行うものとする。

(1) 基礎部分及び上部構造 次に掲げる項目

- ア 上部構造全体の傾斜等
- イ 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間及び支柱の傾斜等
- ウ 鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化

(2) 支持部 次に掲げる項目

- ア 接合部の腐食、変形及び隙間
- イ 接合部(ボルト、ナット等に限る。)の緩み及び欠落

(3) 取付部 次に掲げる項目

- ア アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形
- イ 溶接部及び充填材の劣化等
- ウ 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常

(4) 広告板 次に掲げる項目

- ア 表示面板等の汚染、変色及び剥離
- イ 表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落
- ウ 側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損
- エ 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり

(5) 照明装置 次に掲げる項目

- ア 照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良
- イ 照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水
- ウ 周辺機器の劣化及び破損

(6) 附属部材等 附属部材等の腐食及び破損

(7) その他市長が必要と認める箇所 市長が必要と認める項目

3 広告物等を設置し、又は管理する者は、点検時に異常を確認した場合は、速やかに必要な補修等を行わなければならない。

4 点検を行った者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。

- (1) 点検を行った者の氏名等
- (2) 条例第17条第2項の規定により第8項各号に掲げる者に点検を行わせる場合にあつては、点検を行った者の資格
- (3) 点検を行った日
- (4) 広告物等の種類、設置場所及び設置日
- (5) 点検箇所、点検項目及び異常の有無
- (6) 異常が確認された場合にあつては、異常の内容及び行った補修等の概要
- (7) その他市長が必要と認める事項

5 広告物等を設置し、又は管理する者は、前項の書類及び当該広告物等の点検後(当該点検で異常が確認された場合にあつては、必要な補修等を行った後)の写真を、新たに点検を行い、又は当該広告物等を除去するまでの間、保存しなければならない。

6 条例第17条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、第22条第1項各号に掲げる広告物等とする。

7 条例第17条第2項の規則で定める広告物等は、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物等とする。

8 条例第17条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者（第22条第3項及び第30条第1項第1号において「建築士」という。）

(2) 条例第40条第1項第1号から第4号までに掲げる者

(3) その他市長が前2号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

9 条例第17条第3項の規定による報告は、広告物等安全点検報告書（第6号様式の2）により行わなければならない。

10 条例第17条第2項の規定により第8項各号に掲げる者に点検を行わせる場合は、その資格を証明する書類の写しを前項の広告物等安全点検報告書に添付しなければならない。

（除却の届出）

第17条 条例第18条第3項の規定による届出は、広告物等除却届（第7号様式）によらなければならない。

（意見陳述の機会の付与の手続）

第18条 条例第19条第3項の規定による意見の陳述は、市長が口頭であることを認めたとときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 市長は、条例第19条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第1項の規定による勧告を受けた者（次項及び第4項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 公表しようとする内容及びその理由

(2) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、市長が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第2項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

（広告物等を保管した場合の公示の方法）

第19条 条例第22条第1項第1号の規則で定める場所は、甲府市公告式条例（昭和35年4月条例第9号）に定める甲府市掲示場とする。

2 条例第22条第2項の規則で定める様式は、保管広告物等一覧簿（第8号様式）のとおりとする。

3 条例第22条第2項の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

(1) 閲覧に供する場所は、都市計画課の事務所内とする。

(2) 閲覧に供する日は、甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く日とする。

(3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第20条 条例第25条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

(2) 当該競争入札の執行の日時及び場所

(3) 契約条項の概要

(4) その他当該競争入札の執行に関し必要な事項

2 条例第25条第1項の規則で定める場所は、前条第1項に規定する甲府市掲示場とする。

（広告物等の存する土地等への立入検査に係る身分証明書）

第21条 条例第28条第2項の証明書は、身分証明書（第9号様式）とする。

（管理者の設置等）

第22条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

(1) 貼紙

(2) 貼札

- (3) 広告の用に供する旗
- (4) 立看板
- (5) 車両、船舶等に表示し、又は設置するもの
- (6) その他前各号に定める広告物等に類するもの

2 条例第30条第2項の規則で定める基準は、広告物等の上端の高さが地上から4メートルであることとする。

3 条例第30条第2項の規則で定める資格を有する者は、建築士及び条例第40条第1項各号に掲げる者とする。

(管理者の届出)

第23条 条例第31条の規定による届出は、広告物等を管理する者（以下「管理者」という。）を置いたときにあつては管理者設置届（第10号様式）により、管理者を変更したとき、又は管理者の氏名若しくは住所に変更があつたときにあつては管理者変更等届（第11号様式）によらなければならない。

(屋外広告業の登録)

第24条 条例第33条第1項の申請書は、屋外広告業登録申請書（第12号様式）とする。

2 条例第33条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 登録申請者が、法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人、それ以外の場合にあつては登録申請者の略歴を記載した書面

(2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第40条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(3) 次に掲げる者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ア 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者（営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）

イ 登録申請者が選任した業務主任者

(4) 登録申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書

3 条例第33条第2項の書面は、誓約書（第13号様式）のとおりとする。

4 第2項第1号の書面は、略歴書（第14号様式）のとおりとする。

(登録事項の変更の届出)

第25条 条例第36条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届（第15号様式）によらなければならない。

2 条例第36条第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 条例第33条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の抄本若しくはこれに代わる書面又は法人の登記事項証明書

(2) 条例第33条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 法人の登記事項証明書

(3) 条例第33条第1項第3号に掲げる事項の変更 法人の登記事項証明書、条例第33条第2項の書面及び前条第2項1号の書面

(4) 条例第33条第1項第4号に掲げる事項の変更 条例第33条第2項の書面、前条第2項第1号の書面及び同項第3号の書類（同号アに係るものに限る。）

(5) 条例第33条第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第2項第2号の書面及び同項第3号の書類（同号イに係るものに限る。）

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第26条 条例第37条の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

(1) 閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、都市計画課の事務所内とする。

(2) 閲覧に供する日は、市の休日を除く日とする。

(3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 市長は、屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を短縮することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(5) 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある屋外広告業者登録簿閲覧名簿に所定の事項を記入しなければならない。

(6) 登録簿の閲覧は、閲覧所以外の場所ではできない。

(7) 市長は、登録簿を閲覧する者が次のア、イ又はウのいずれかに該当するとき

は、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

ア 前号の規定に違反したとき又は閲覧所の職員の指示に従わないとき。

イ 登録簿を損傷したとき、汚損したとき若しくは加筆したとき又はそのおそれがあるとき。

ウ 他人に迷惑を及ぼしたとき又はそのおそれがあるとき。

(廃業等の届出)

第27条 条例第38条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(第16号様式)によらなければならない。

(講習会についての公告及び申込み)

第28条 市長は、条例第39条の規定による講習会(以下「市長が行う講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所その他必要な事項を公告しなければならない。

2 市長が行う講習会の講習を受けようとする者は、講習会受講申込書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(講習時間)

第29条 市長が行う講習会の講習時間は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令 3時間
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 2時間
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項 2時間

(講習科目の一部免除)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、屋外広告物の施工に関する事項の講習を免除する。

- (1) 建築士
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条の準則訓練(帆布

製品製造科に係るものに限る。)を修了した者、同法第28条第1項の免許

(帆布製品製造科に係るものに限る。)を受けた者又は同法第62条第1項の技能検定(帆布製品製造に係るものに限る。)に合格した者

2 前項の申請は、第28条第2項の講習会受講申込書に前項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付して行うものとする。

(講習会修了証書の交付)

第31条 市長は、市長が行う講習会の課程を修了した者に対し、修了証書(第18号様式)を交付するものとする。

(試験合格者等と同等以上の知識を有する者)

第32条 条例第40条第1項第5号の規定により市長が認定する者は、屋外広告業を営む者の営業所において5年以上広告物等の表示又は設置の業務の責任者としての経験を有する者で認定を申請した日前2年間において条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定に違反して罰金の刑に処せられたことのないものとする。

(標識の掲示)

第33条 条例第41条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第41条の規定による標識の掲示は、屋外広告業者登録票(第19号様式)によらなければならない。

(帳簿の備付け等)

第34条 条例第42条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告物等の注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 表示又は設置の場所
- (3) 広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第42条の規定による帳簿の備付けは、第20号様式によらなければなら

ない。

3 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖し、当該帳簿の閉鎖後5年間これを保存しなければならない。

(屋外広告業者の営業所等への立入検査に係る身分証明書)

第35条 条例第44条第2項の証明書は、身分証明書(第9号様式)とする。

(減額等の申請)

第36条 条例第46条第6項の規定による許可の申請に係る手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第9条の広告物等表示(設置)特例許可申請書と併せて広告物等表示(設置)許可申請等手数料減免申請書(第21号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。